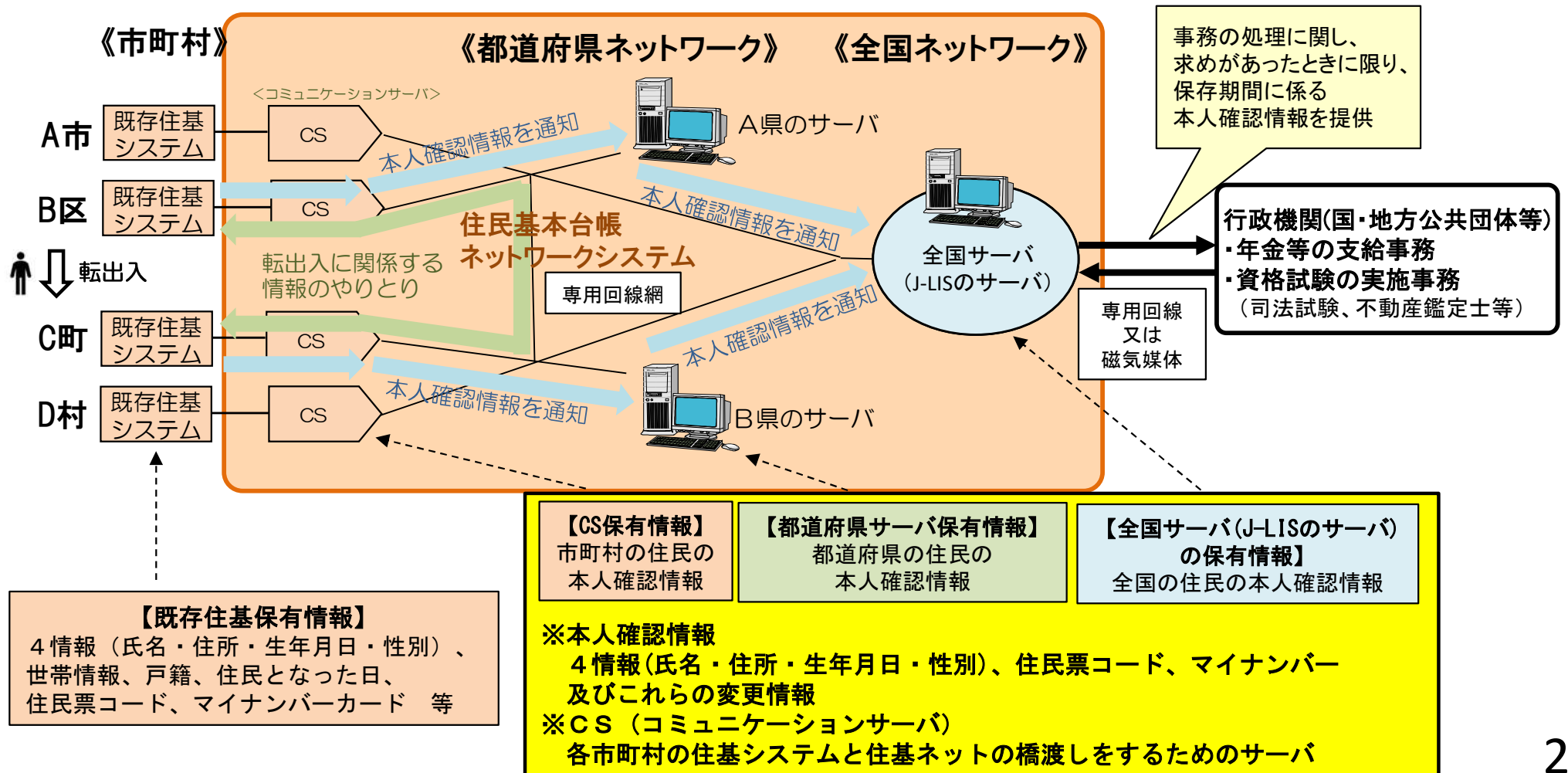


# 住民基本台帳ネットワークシステムの の概要及び利用状況等について

# 住民基本台帳ネットワークシステム

- 住民基本台帳法に基づき、住民の利便性の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムを構築。
  - 市町村は都道府県に、都道府県は地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に本人確認情報※を送信
  - 本人確認情報の提供先及び利用可能事務は法律又は条例で限定
  - ➡ **住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)**は市町村と都道府県が連携して構築しているシステム
- また、住民の転出入があった場合等に、関係する情報を市町村間で送信する際にも住基ネット回線を利用している。  
(転入地市町村から転出市町村への転入通知、マイナンバーカードを用いた転入手続に係る転出証明書情報通知など)



# 住民基本台帳ネットワークシステムの役割

## 1 国の行政機関等への本人確認情報の提供

本人確認情報：氏名・生年月日・性別・住所、個人番号、住民票コード

① 国の行政機関等に対して本人確認  
情報を提供 → **年間約14億件**

(年金支給事務、税務事務など)

② 地方公共団体に対して本人確認  
情報を提供 → **年間約5,170万件**

(パスポートの発給、選挙事務など)

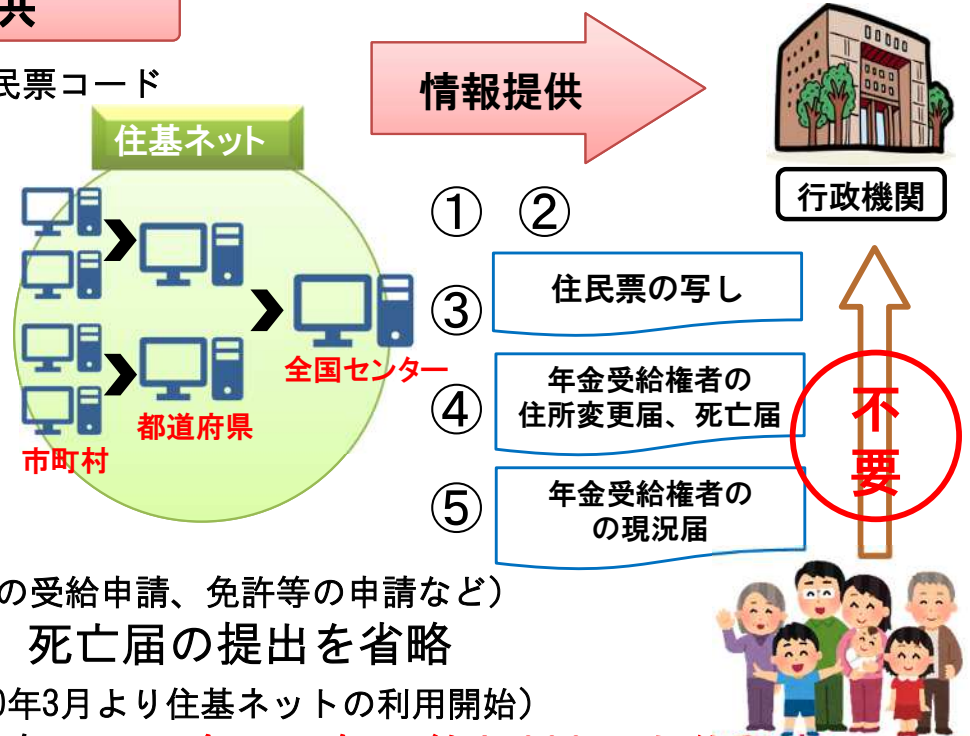
③ 行政手続における住民票の写しの省略

→ **全国で年間約700万件程度** (パスポートの受給申請、免許等の申請など)

④ 年金受給権者・被保険者\*の住所変更届、死亡届の提出を省略

→ **全国で年間約1,300万件程度** (\*平成30年3月より住基ネットの利用開始)

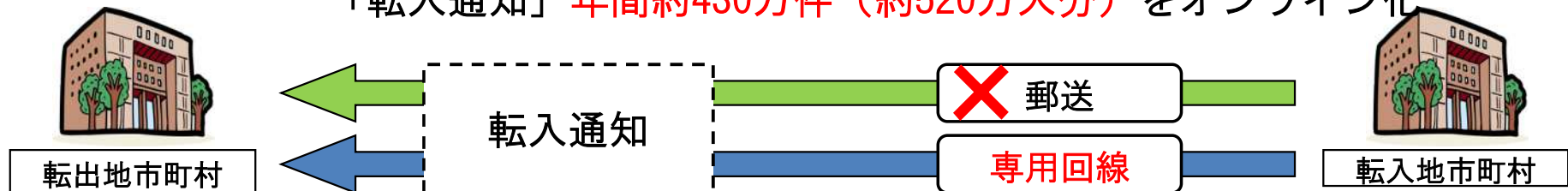
⑤ 年金受給権者の年金の現況届の提出を省略 → **全国で年間約4,000万人分程度**



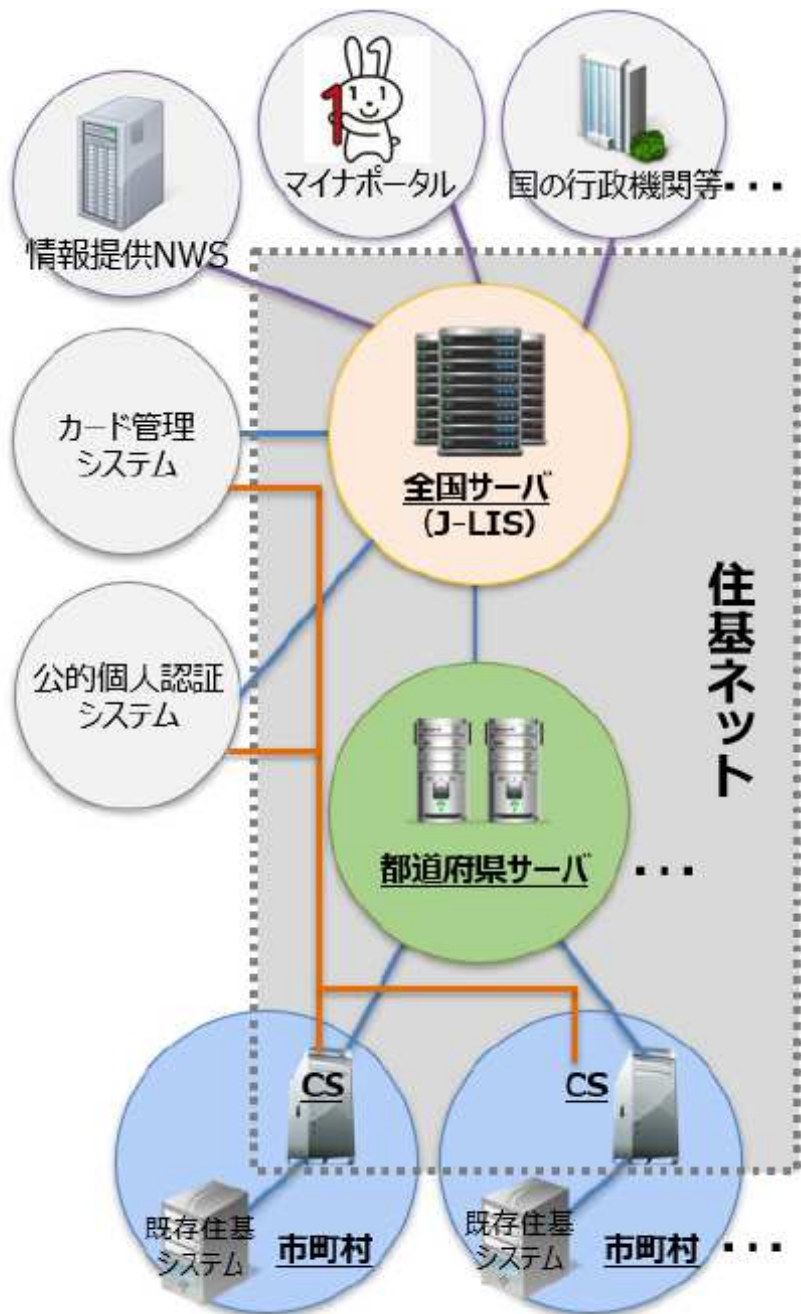
## 2 住基法上の事務における市町村間の情報のオンライン化

住基ネットの活用により、市町村間の情報伝達が迅速となり、秘匿性・安全性も向上

(例) 転入通知 : 従来、郵送にて行われていた転入地市町村から転出地市町村への「転入通知」**年間約430万件 (約520万人分)** をオンライン化



# 住基ネットの各サーバの主な役割・機能



<b>全国サーバ</b>	<p><b>全国の住民の本人確認情報の管理・マイナンバー制度の基盤</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 本人確認情報の整序・保存・変更履歴の管理</li> <li>② 国の行政機関等への本人確認情報の提供</li> <li>③ マイナンバー・住民票コードの生成・管理（重複付番の防止）</li> <li>④ 情報提供NWSへの住民票コードの提供 (地方公共団体、国の行政機関等及びマイナポータルからの符号取得要求に基づく)</li> <li>⑤ カード管理システム・公的個人認証システムへの本人確認情報・変更情報の通知</li> </ol> <p style="text-align: right;">等</p>
<b>都道府県サーバ</b> (※)	<p><b>都道府県内の住民の本人確認情報の管理・バックアップ</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 域内市町村の住民の本人確認情報の全国サーバへの通知</li> <li>② 域内市町村の住民の本人確認情報の整序・保存・変更履歴の管理</li> <li>③ 都道府県の事務における本人確認情報の利用</li> <li>④ 他都道府県・他市町村への本人確認情報の提供</li> <li>⑤ 全国サーバ・域内市町村の本人確認情報のバックアップ</li> </ol> <p style="text-align: right;">等</p> <p>(※) 平成26年から、各都道府県のサーバを集約し、住基全国センターが管理</p>
<b>コミュニケーションサーバ</b>	<p><b>データ形式等の標準化・個人情報保護の徹底・セキュリティの確保</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 本人確認情報の都道府県サーバへの通知</li> <li>② 市町村間の住基事務の処理 (転入通知、転出証明書情報の通知、住民票の写しの広域交付の際の通知 等)</li> <li>③ データ形式・通信方式の限定</li> <li>④ マイナンバーカードの交付・管理 (交付前設定、交付状況の管理、券面事項の更新 等)</li> <li>⑤ 公的個人認証システムへの通知 (電子証明書の発行、失効等に必要データの通知)</li> </ol> <p style="text-align: right;">等</p>

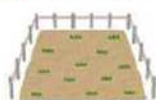
# 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法、森林法等に基づく事務について、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能に（住民基本台帳法）

現  
行

- ①所有者不明土地法<sup>(注1)</sup>に基づく土地所有者探索事務
  - ②森林法に基づく林地台帳作成事務等<sup>※</sup>
- を行うために、**住民票の写し等について、地方公共団体間での請求(公用請求)や、申請等での添付が必要**

所有者等の現住所を速やかに特定する必要がある

所有者等が不明の土地

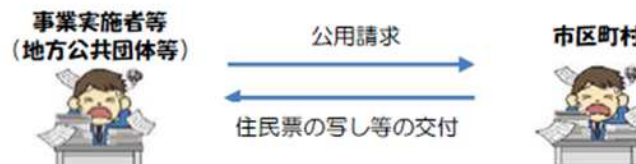


※上記の事務のほか、①不動産登記法、②表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律、③農地法、④農地中間管理事業の推進に関する法律、⑤森林経営管理法に基づく事務などについても、所有者不明土地対策として住基ネットの利用を可能とする(注2)。

## 支障

(施行日:公布の日から3月を経過した日)

○公用請求は件数が膨大であり、複数回要する場合もあることから、所有者等の現住所の特定に時間を要する上、事業実施者等(地方公共団体等)にとっても、対応する市区町村にとっても負担となる



○申請等の添付書類として住民票の写し等が必要とされる場合も、住民票の写し等を交付する市区町村の事務負担となっている。



見  
直  
し  
後

住民基本台帳ネットワークシステムを利用できる事務に所有者不明土地法等に基づく事務を追加

住民基本台帳ネットワークシステムを利用することにより、  
○公用請求が不要に  
○住民票の写し等の添付が不要に



## 効果

○所有者等の現住所の速やかな特定が可能となり、**各事務の円滑な実施に寄与**

○市区町村では、公用請求への対応や住民票の写し等の交付に係る事務が減少し、**行政事務が効率化**

○申請書類等の削減により、**申請等の手続負担が軽減**



(注1) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)

(注2) その他、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」に基づく事務についても住基ネットの利用を可能とする措置を講ずる。

# 戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加 【マイナンバー法等の一部改正法案】

## 背景

- 現状、行政機関が保有する「氏名」の情報の多くは漢字であり、外字が使用されている場合にはデータベース化の作業が複雑となり、特定の者の検索に時間を要する。また、金融機関等において氏名の振り仮名が本人確認のために利用されている場合があるところ、複数の振り仮名を使用して別人を装い、各種規制を潜脱しようとするのが懸念される。  
そのため、行政のデジタル化の推進に当たり、氏名の振り仮名を一意のものに特定し、公証するニーズが高まっている。
- これを受け、デジタル社会形成整備法附則第73条において「政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされた。

## 戸籍法の一部改正

- 戸籍の記載事項に「氏名の振り仮名」を追加する等の措置を講ずる。

## 家事事件手続法の一部改正

- 氏の振り仮名又は名の振り仮名の変更許可の審判等に関する規定を整備する。

## 住民基本台帳法の一部改正

- 住民票（外国人住民に係るものを除く。）等の記載事項に、戸籍に記載された「氏名の振り仮名」を追加する等の措置を講ずる。

## マイナンバー法及び公的個人認証法の一部改正

- マイナンバーカード及び署名用電子証明書（外国人住民に係るものを除く。）に「氏名の振り仮名」を記載・記録する。

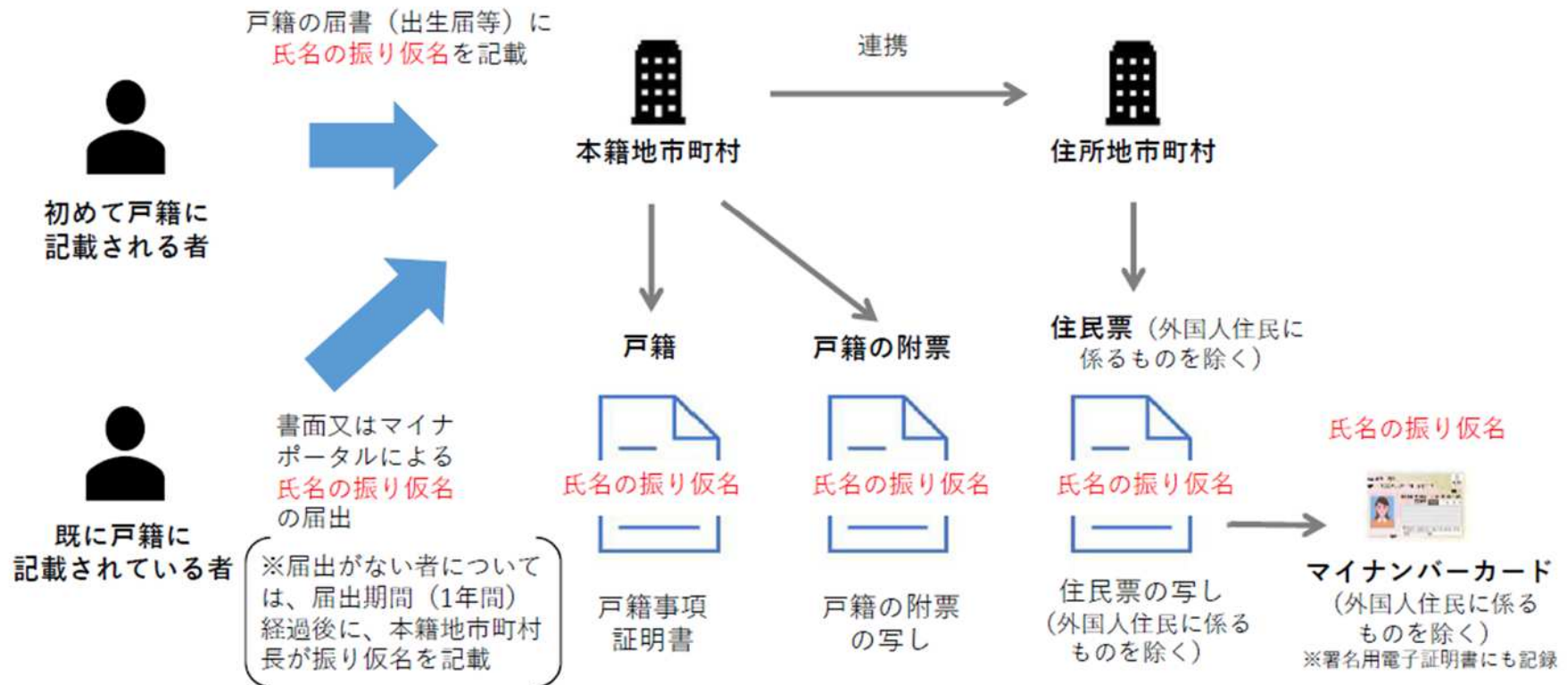
## 改正の効果

- 氏名の振り仮名が公証され、官民間問わず様々なサービスにおいて本人確認事項として利用することが可能に。

施行期日：公布の日から2年以内の政令で定める日（マイナンバー法及び公的個人認証法については3年以内で政令で定める日）

- 行政のデジタル化の推進に当たり、氏名の振り仮名を一意的なものに特定し、公証するニーズが高まっている。
- デジタル社会形成整備法（2021年5月19日公布）附則第73条において「政府は、（中略）個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされた。
- また、デジタル社会の実現に向けた重点計画（2022年6月）において、戸籍における氏名の読み仮名の法制化に向けた作業を進め、2023年の通常国会に関連する法案を提出することとされた。

これから（イメージ）



氏名の振り仮名が公証され、様々なサービスにおいて本人確認事項として利用することが可能に

# 国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証の利用について 【デジタル手続法】

## 改正の背景

- マイナンバーカード・公的個人認証は、住民票を基礎とした制度。住民票は国外転出時に消除されるため、国外転出者は利用できない現状
- 国外に長期滞在する日本国民が増加
- デジタル化の進展により、官民のオンライン手続が多様化しており、国外転出者についてもインターネット上で確実な本人確認を行うニーズの高まり  
例) ・マイナポータルの利用 ・年金の現況届等の手続もオンラインで可能に  
・将来的には在外投票におけるインターネット投票

<参考> ・国外に滞在する日本国民 約139万人(平成30年)  
※住民基本台帳法制定時の昭和40年代前半と比較して約4倍  
・年間に出国する日本国民 約17.5万人(平成30年)

国外転出後も利用可能な「戸籍の附票」を個人認証の基盤として活用し、  
国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証(電子証明書)の利用を実現

### 住民基本台帳法の一部改正

- ① 戸籍の附票の記載事項の追加  
【現行】氏名・住所⇒【改正後】4情報・住民票コード
- ② 附票本人確認情報提供機能構築
  - i) 国の機関等に対し、国外転出者の本人確認情報を提供
  - ii) 国外転出者のマイナンバーカード・公的個人認証の発行等に本人確認情報を利用

### 公的個人認証法の一部改正

- ① 国外転出者に対する電子証明書発行の実現
  - i) 附票管理市町村長を経由してJ-LISが発行
  - ii) 国外転出時の特例(最終住所地市町村長を経由して発行することで国外転出しても継続有効等)
- ② 国外転出者の電子証明書の失効事由の整備
  - i) 附票ネットで死亡等を覚知した場合に失効

### マイナンバー法の一部改正

- ① 国外転出者に対するマイナンバーカード発行の実現
  - i) 附票管理市町村長が発行
  - ii) 国外転出時の特例(最終住所地市町村長が記載事項変更を行うことで国外転出しても継続有効)

施行期日:公布の日(令和元年5月31日)から5年以内で政令で定める日



# マイナンバーカード・公的個人認証の海外継続利用に関し 各システムに追加する主な機能

